

## 指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人原交会福祉会が経営するサン久福木短期入所生活介護施設（以下、「事業所」という。）が実施する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下、「指定短期入所生活介護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行わない。
- (6) 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (7) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (8) 指定短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

- (9) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護その他必要な日常生活の世話及び機能訓練を常に総合的なサービスを提供する。
- 2 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- 3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 サン久福木短期入所生活介護施設
- (2) 所在地 大牟田市大字久福木894番地(特別養護老人ホームサン久福木)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、他の従業者と協力して短期入所生活介護計画の作成等を行う。

- (2) 生活相談員 1名

生活相談員は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う。

- (3) 介護員又は看護員 9名以上

介護員又は看護員は、指定短期入所生活介護の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講じる。

- (4) 医師 1名

医師は利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。

- (5) 管理栄養士 1名

管理栄養士は、利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮し、その者の自立支援に配慮する。

- (6) 機能訓練指導員 1名(看護員と兼務)

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(利用定員)

第5条 事業の利用定員は30人とする。

(指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。

- (1) 短期入所生活介護計画の作成
- (2) 入 浴
- (3) 排せつ
- (4) 食事
- (5) 相談、援助等の生活指導、レクリエーション
- (6) 日常動作訓練
- (7) 健康チェック

2 事業所は、前項の支払いのほか、次の各号に掲げる費用を利用者から受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 理美容代
- (4) 各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用は、利用者全額負担となる。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、大牟田市、荒尾市、南関町の区域とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第8条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (3) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (4) 施設、設備を利用する際は、その本来の用途に従って、利用するものとする。
- (5) 施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- (6) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡する。

(7) その他管理者が定めたこと。

(衛生管理対策)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

2 前項の「衛生管理マニュアル」の作成に当たっては、保健福祉環境事務所等の助言を受けるとともに、研修等により従業者に周知徹底を行う。

3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(非常災害対策)

第10条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。

2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。

3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、所轄消防署に通報する等適切な措置を講じるものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難等）を年に2回以上行うこととする。

(緊急時又は事故発生時の対応)

第11条 事業所及び従業者は、サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したとき又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の適切な措置を講じるとともに、管理者の指示に従い、関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。

3 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第12条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

(1) 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合

(2) 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき

- ① 第5条に定める利用定員を超える場合
  - ② 利用者が正当な理由なく指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないため、サービス提供ができない場合
  - ③ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合
- 2 前項第2号②及び③の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第13条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第14条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との誓約書の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第15条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

2. 苦情の受付窓口及び電話番号は次のとおりとする。

(1) 当施設における苦情の受付

サン久福木事務所 電話番号 0944-55-2011

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡県保健福祉部 介護保険課 電話番号 092-643-3322

大牟田市役所相談窓口 電話番号 0944-41-2672

福岡県国民健康保険団体連合会 電話番号 092-642-7859

福岡県運営適正委員会 電話番号 092-915-3511

熊本県国民健康保険団体連合会	電話番号	096-214-1101
南関町役場福祉課	電話番号	0968-57-8503
荒尾市役所保険介護課	電話番号	0968-63-1418

(虐待の防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

3 第6条第1項第1号の短期入所生活介護計画及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。

4 第6条第1項第1号の短期入所生活介護計画及びサービス提供記録、第9条第2項に規定する事故発生時の記録、第10条第2項に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。

5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人原交会福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。(廃止)

この規程は平成15年10月1日から施行する。(廃止)

この規程は平成17年10月1日から施行する。(廃止)

この規程は平成18年4月1日から施行する。(廃止)

この規程は平成19年4月1日から施行する。(廃止)

この規程は平成25年4月1日から施行する。(廃止)

この規程は平成30年8月1日から施行する。(廃止)

この規程は令和元年10月1日から施行する。(廃止)

この規定は令和5年4月1日から施行する。(廃止)

この規定は令和6年8月1日から施行する。